二　（略） ホ　高額等の医療機器・設備の保有状況 (1)　コンピュータ断層撮影装置の数 (i)　百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)　六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (iii)～(v)　（略） (2)～(11)　（略）	（略）	（略）

二　（略） ホ　高額等の医療機器・設備の保有状況 (1)　コンピュータ断層撮影装置の数 （新設） (i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)～(iv)　（略） (2)～(11)　（略）	（略）	（略）

第六条　医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十一の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一　紹介受診重点外来の実施状況 イ・ロ　（略）	（略）	規則第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。） ただし、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「医療機関機能等報告」という。）において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

改正前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一　紹介受診重点外来の実施状況 イ・ロ　（略）	（略）	規則第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。） ただし、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「病床機能報告」という。）において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。